

## 第4章 環境影響評価の調査、 予測及び評価の手法



## 第4章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

本事業の事業特性及び地域特性を勘案した上で、環境影響評価項目（小項目）として、温室効果ガス、大気質、土壌汚染、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、緑の質、緑の量、景観、圧迫感、日照障害、テレビ受信障害、風害及び交通安全、交通混雑を選定した。

選定した各環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法等は、以降に示すとおりである。環境影響評価の項目ごとに調査、予測及び評価の方法等が対比して見られるよう以下のとおり表にまとめた。

- ・表は、左ページ（偶数ページ）と右ページ（奇数ページ）の見開きとしており、左ページに環境影響評価の調査項目及び調査方法等、右ページに予測・評価項目及び予測・評価方法等について記載した。
- ・見開きページごとに表の続きを記載した。
- ・環境影響評価項目ごとに、必要に応じて参考資料及び関係図面等を掲載した。

計画地及び周辺地域の現況を把握するための調査事項について、その方法等を記載した。

条例環境影響評価準備書において行う予測・評価事項について、その方法等を記載した。

項目		調査	予測	評価
○	○	(1) 調査項目 ① ○○○の状況 ② ○○○の状況 ③ ○○○の状況  (2) 調査方法等 ① ○○○の状況 ア 調査目的  イ 調査方法 【既存資料調査】  【現地調査】 (ア) 調査項目  (イ) 調査地域及び調査地点  (ウ) 調査期間、時期、頻度等  (エ) 調査方法	(3) 予測・評価項目 ① ○○○に伴う○○○への影響 ② ○○○に伴う○○○への影響  (4) 予測手法 <工事中> ① ○○○に伴う○○○への影響 ア 予測地域・予測地点  イ 予測時期  ウ 予測方法  <供用時> ② ○○○に伴う○○○への影響 ア 予測地域・予測地点  イ 予測時期  ウ 予測方法	(5) 評価手法 <工事中> 1)環境への影響の回避・低減の観点  2)評価方法 ① ○○○に伴う○○○への影響  <供用時> 1)環境への影響の回避・低減の観点  2)評価方法 ② ○○○に伴う○○○への影響
		-左ページ-	-右ページ-	

# 1 地球環境

## 1. 1 温室効果ガス

項目	調査
地球環境	<p>温室効果ガス</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 原単位の把握</p> <p>② 日射遮蔽に係る状況</p> <p>③ 地域内のエネルギー資源の状況</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 原単位の把握</p> <p>ア 調査目的 温室効果ガス又はエネルギー使用量の原単位を把握し、温室効果ガスの排出量を予測するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「開発事業地球温暖化対策計画書作成マニュアル」(平成 22 年 3 月、川崎市)、「エネルギー・経済統計要覧」(一般財団法人日本エネルギー経済研究所)等の既存資料を収集・整理し、温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の最新の原単位を把握する。</p> <p>② 日射遮蔽に係る状況</p> <p>ア 調査目的 太陽光発電等の導入の検討のため、周辺の建築物・地形等による計画地における日射の遮蔽の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「地形図」 ・「住宅地図」等</p> <p>③ 地域内のエネルギー資源の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の地域冷暖房事業等の有無、新エネルギーの導入状況等について把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「熱供給事業の導入事例」(一般社団法人日本熱供給事業協会ホームページ)等の既存資料の収集・整理や、必要に応じて川崎市環境局へのヒアリング等により、地域冷暖房事業等の有無、新エネルギーの導入状況等について把握する。</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年、法律第 117 号) ・「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(昭和 54 年、法律第 49 号) ・「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」(平成 21 年、条例第 52 号) ・「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」(令和 4 年 3 月改定、川崎市) ・「川崎市建築物環境配慮制度 (CASBEE 川崎)」(令和 5 年 4 月改定、川崎市) ・「地域環境管理計画」(令和 3 年 3 月改定、川崎市)に定められている地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>① 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成後の定常の状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 既存資料から得られる発生原単位等を用いて、予測時期における温室効果ガス排出量を予測する。 また、事業計画に基づいた温室効果ガス排出量の削減対策を講じた場合と講じない場合のケースを比較するなどにより、温室効果ガス排出量の削減の程度を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 供用に伴い発生する温室効果ガスの排出量の削減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

2 大気

2. 1 大気質

項目	調査
大気質	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大気質の状況</li> <li>② 気象の状況</li> <li>③ 地形及び地物の状況</li> <li>④ 土地利用の状況</li> <li>⑤ 発生源の状況</li> <li>⑥ 自動車交通量等の状況</li> <li>⑦ 関係法令等による基準等</li> </ul> <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大気質の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的 <p>計画地及びその周辺の大気質の状況を把握し、工事中及び供用時における大気質への影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法 <p><b>【既存資料調査】</b> 「大気環境測定データ」(川崎市環境局)等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の大気質の状況(二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度)を把握する。</p> <p><b>【現地調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査項目 二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度</li> <li>(イ) 調査地点 計画地内1地点(図4.2.1-1(p.91参照))</li> <li>(ウ) 調査期間・調査時期 冬季及び夏季(各季7日間連続)。</li> <li>(エ) 調査方法 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年、環境庁告示第38号)及び「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年、環境庁告示第25号)において定められている測定方法に準拠する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>② 気象の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的 <p>計画地及びその周辺の気象の状況を把握し、工事中及び供用時における大気質への影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法 <p><b>【既存資料調査】</b> 「大気環境測定データ」(川崎市環境局)及び気象庁の気象データを収集・整理し、計画地周辺の1年間の気象の状況(風向、風速、日射量及び雲量)を把握する。把握にあたっては、異常年検定を実施する。</p> <p><b>【現地調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査項目 風向、風速</li> <li>(イ) 調査地点 計画地内1地点(図4.2.1-1(p.91参照))</li> <li>(ウ) 調査期間・調査時期 冬季及び夏季(各季7日間連続)。</li> <li>(エ) 調査方法 「地上気象観測指針」(平成14年7月、気象庁)に準拠する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>③ 駐車場の利用に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>④ 施設関連車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>〈工事中〉</p> <p>① 建設機械の稼働に伴う大気質濃度 （二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地周辺とし、計画地の敷地境界から100m程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 施工期間全体のうち、建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の排出量が最大となる期間（長期将来濃度（年平均値））と、時期（短期将来濃度（1時間値））とする。</p> <p>ウ 予測方法 施工計画を基に、予測時期に建設機械から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を算出し、年間の風向、風速を基に拡散式を用いて、長期将来濃度（年平均値）、短期将来濃度（1時間値）を予測する。 予測に用いる拡散式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（公害防止対策センター）等に準拠し、有風時（風速1.0m/s以上の場合）はブルーム式、弱風時（風速0.5m/s以上0.9m/s以下の場合）は弱風パフ式、無風時（風速0.4m/s以下の場合）は無風パフ式とする。 なお、短期将来濃度予測時の気象条件については、大気安定度中立(D)、風速は1.0m/s、風向は16方位とする。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う大気質濃度 （二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図4.2.1-1（p.91参照）に示す大気質予測断面（No.1～2）とし、それぞれ道路端から50m程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 施工期間全体を通して工事用車両（大型車）の走行台数が最大となる時期とする。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>〈工事中〉</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 工事に伴い発生する大気汚染物質の排出量の低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 建設機械の稼働に伴う大気質濃度 （二酸化窒素、浮遊粒子状物質） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う大気質濃度 （二酸化窒素、浮遊粒子状物質） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項目	調査
大気 大気質	<p>③ 地形及び地物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の大気汚染物質の移流及び拡散に影響を及ぼす地形及び地物の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺における大気汚染物質の移流及び拡散に影響を及ぼす地形及び地物の状況を把握する。</p> <p>④ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握し、工事中及び供用時における大気質への影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。</p> <p>⑤ 発生源の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の大気質に影響を及ぼす可能性のある施設を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺において大気質に影響を及ぼす可能性のある施設を把握する。</p> <p>⑥ 自動車交通量等の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の自動車交通量等の状況を把握し、工事中の工事用車両の走行及び供用時の施設関連車両の走行に伴う計画地周辺の大気質への影響について、予測及び評価を行うための交通条件設定の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 最新の「道路交通センサス 一般交通量調査」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の自動車交通量等の状況を把握する。</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 自動車交通量、走行速度及び道路の状況</p> <p>(イ) 調査地点 自動車交通量調査地点は、図 4.4.1-1 (p.100 参照) に示す 2 地点とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時間帯 平日の 24 時間とする。</p> <p>(エ) 調査方法 自動車交通量及び道路の状況は「9 地域交通 9.1 交通安全、交通混雑」(p.138 参照) に示すとおりである。走行速度は、ストップウォッチ計測による。</p>



予 測	評 価
<p>ウ 予測方法            施工計画を基に、予測時期に工事用車両から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を算出し、年間の風向、風速を基に拡散式を用いて、長期将来濃度（年平均値）を予測する。            予測に用いる拡散式は、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所)に準拠し、有風時（風速 1.0m/s を超える場合）はプルーム式、無風時（風速 1.0m/s 以下の場合）はパフ式とする。</p> <p>〈供用時〉</p> <p>③ 駐車場の利用に伴う大気質濃度            （二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 予測地域・予測地点            計画地周辺とし、計画地の敷地境界から 100m 程度の範囲とする。予測高さは地上 1.5m とする。</p> <p>イ 予測時期            計画建物完成後の定常状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法            予測時期に駐車場を利用する施設関連車両から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を算出し、年間の風向、風速を基に拡散式を用いて、長期将来濃度（年平均値）を予測する。            予測に用いる拡散式は、「① 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」と同様とする。</p> <p>④ 施設関連車両の走行に伴う大気質濃度            （二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 予測地域・予測地点            図 4.2.1-1 (p.91 参照) に示す大気質予測断面 (No.1~2) とし、それぞれ道路端から 50m 程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期            計画建物完成後の定常状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法            予測時期に施設関連車両から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を算出し、年間の風向、風速を基に拡散式を用いて、長期将来濃度（年平均値）を予測する。            予測に用いる拡散式は、「② 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」と同様とする。</p>	<p>〈供用時〉</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点            供用に伴い発生する大気汚染物質の排出量の低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>③ 駐車場の利用に伴う大気質濃度            （二酸化窒素、浮遊粒子状物質）            「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>④ 施設関連車両の走行に伴う大気質濃度            （二酸化窒素、浮遊粒子状物質）            「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項目		調査
大気	大気質	⑦ 関係法令等による基準等 ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。 イ 調査方法 <b>【既存資料調査】</b> 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号）</li> <li>・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年、環境庁告示第38号）</li> <li>・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（答申）」（昭和53年3月、中央公害対策審議会）</li> <li>・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成11年、条例第50号）に定められている対策目標値</li> <li>・「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等</li> </ul>

【参考資料】

◆二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等に係る関係法令等

表 4.2.1-1 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等に係る関係法令等

項目		国		川崎市	
		環境基準	評価方法	環境目標値※3	対策目標値※4
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下※1	【長期的評価】 年間の1日平均値の98%値が0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	0.02ppm 以下	0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下※1
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下※2	【短期的評価】 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	0.075mg/m <sup>3</sup> 以下	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
	1時間値	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下※2		—	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
	年平均値	—	【長期的評価】 年間の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、0.10mg/m <sup>3</sup> を超える1日平均値が2日以上連続しないこと	0.0125mg/m <sup>3</sup> 以下	—

備考) 2%除外値：1年間に測定されたすべての1日平均値のうち、値の高いものから数えて2%分の日数を除外した残りの1日平均値の中で最高となった1日平均値

98%値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する1日平均値

※1：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年、環境庁告示第38号、環境庁告示第74号）

※2：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号、環境庁告示第73号）

※3：「川崎市環境基本条例」第3条の2の規定に基づく大気の汚染に係る環境上の条件に係る目標値

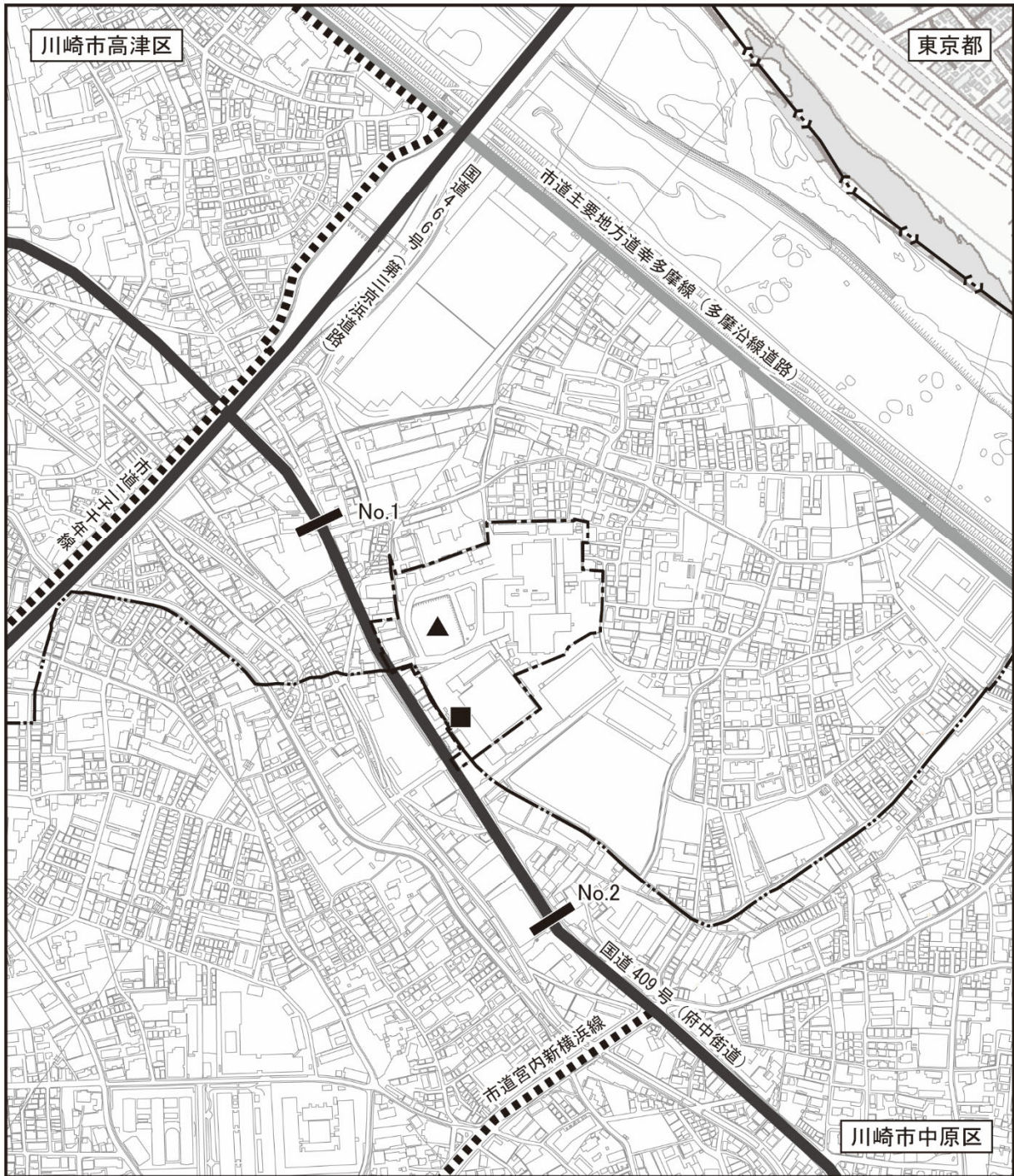
※4：「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」第6条の規定に基づく対策目標値

表 4.2.1-2 二酸化窒素に係る短期曝露指針値

項目		指針値
二酸化窒素	1時間値	0.1~0.2ppm

資料：「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（答申）」

（昭和53年3月、中央公害対策審議会）



凡例

- 計画地
- 都県界
- 区界
- 国道
- 主要地方道
- ..... 市道

現地調査地点

- 環境大気質調査地点
- ▲ 気象調査地点

自動車の走行に伴う大気質の予測地点

- 工事中及び供用時 (No. 1~2)

図 4.2.1-1 大気質・気象調査地点及び自動車走行に伴う大気質の予測地点



### 3 土壤汚染

#### 3. 1 土壤汚染

項目	調査
土 壤 汚 染	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 地歴の状況</p> <p>② 土壤汚染の状況</p> <p>③ 地形、地質等の状況</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 地歴の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地における土壤汚染に係る物質の取り扱いの有無について把握し、工事に伴い発生する汚染土壤が及ぼす影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料を収集、整理する。 ・「地形図」 ・「空中写真」等 ・川崎市における土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」</p> <p>② 土壤汚染の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地における汚染土壤の存在状況について把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 計画地内で実施した土壤汚染に係る調査結果等の内容を収集・整理する。</p> <p>③ 地形、地質等の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地における地質及び工作物などの状況について把握し、工事に伴い発生する汚染土壤が及ぼす影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料を収集、整理する。 ・「地形図」等</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。 ・「環境基本法」(平成5年、法律第91号) ・「土壤汚染対策法」(平成14年、法律第53号) ・「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年、法律第105号) ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(平成11年、条例第50号) ・「土壤汚染に係る環境基準について」(平成3年、環境庁告示第46号) ・「地域環境管理計画」(令和3年3月改定、川崎市)に定められている地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目            &lt;工事中&gt;            ① 汚染土壌の内容及びその処理・処分方法</p>	
<p>(4) 予測手法            &lt;工事中&gt;            ① 汚染土壌の内容及びその処理・処分方法              ア 予測地域・予測地点                  計画地内とする。              イ 予測時期                  工事中とする。              ウ 予測方法                  既存資料調査及び施工計画等をもとに、                  汚染土壌の内容及びその処理・処分方法を                  定性的に予測する。</p>	<p>(5) 評価手法            &lt;工事中&gt;            1) 環境への影響の回避・低減の観点               計画地周辺環境に影響を与えないよう、               適正な処理対策等を検討することから、そ               の内容を明らかにする。            2) 評価方法            ① 汚染土壌の内容及びその処理・処分方法               「地域環境管理計画」に定められている               地域別環境保全水準等を評価の指標とし、               上述の「環境への影響の回避・低減の観点」               及び計画地周辺地域の特性を勘案して評価               する。</p>

【参考資料】

◆ 土壤汚染に係る関係法令等

表 4.3.1-1 土壤汚染に係る物質

(1) カドミウム	(11) ジクロロメタン	(21) 1,3-ジクロロプロペン	(31) その他必要な物質等
(2) 全シアン	(12) 四塩化炭素	(22) チウラム	
(3) 有機燐	(13) クロロエチレン	(23) シマジン	
(4) 鉛	(14) 1,2-ジクロロエタン	(24) チオベンカルブ	
(5) 六価クロム	(15) 1,1-ジクロロエチレン	(25) ベンゼン	
(6) 砒素	(16) 1,2-ジクロロエチレン	(26) セレン	
(7) 総水銀	(17) 1,1,1-トリクロロエタン	(27) ふっ素	
(8) アルキル水銀	(18) 1,1,2-トリクロロエタン	(28) ほう素	
(9) PCB	(19) トリクロロエチレン	(29) 1,4-ジオキサン	
(10) 銅	(20) テトラクロロエチレン	(30) ダイオキシン類	

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」（令和3年3月改訂、川崎市）

表 4.3.1-2 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

資料：「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月環境庁告示第46号）

資料：「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月環境庁告示第46号）等の一部改正について

表 4.3.1-3 ダイオキシン類対策特別措置法に定める土壤に係る環境基準

項目	土壤に係る環境基準
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g 以下

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月、環境庁告示第68号）

表 4.3.1-4 土壌汚染対策法に定める指定区域の指定基準

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	—
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	—
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	—
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	—
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	—
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	—

資料：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年 12 月 26 日、環境省令第 29 号）

表 4.3.1-5 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に定める規制基準

特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウムとして 0.003mg 以下	土壌 1kg につきカドミウムとして 45mg 以下
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌 1kg につき遊離シアンとして 50mg 以下
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	検液中に検出されないこと。	—
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛として 0.01mg 以下	土壌 1kg につき鉛として 150mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロムとして 0.05mg 以下	土壌 1kg につき六価クロムとして 250mg 以下
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素として 0.01mg 以下	土壌 1kg につき砒素として 150mg 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液 1L につき水銀として 0.0005mg 以下	土壌 1kg につき水銀として 15mg 以下
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	—
PCB	検液中に検出されないこと。	—
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下	—
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下	—
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下	—
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下	—
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下	—
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下	—
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下	—
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下	—
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下	—
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレンとして 0.01mg 以下	土壌 1kg につきセレンとして 150mg 以下
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素として 1mg 以下	土壌 1kg につきほう素として 4,000mg 以下
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素として 0.8mg 以下	土壌 1kg につきふっ素として 4,000mg 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下	—
ダイオキシン類	—	土壌 1g につきダイオキシン類として 1,000pg-TEQ 以下

資料：「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成 12 年 12 月 1 日、規則第 128 号）

4 騒音・振動・低周波音

4. 1 騒音

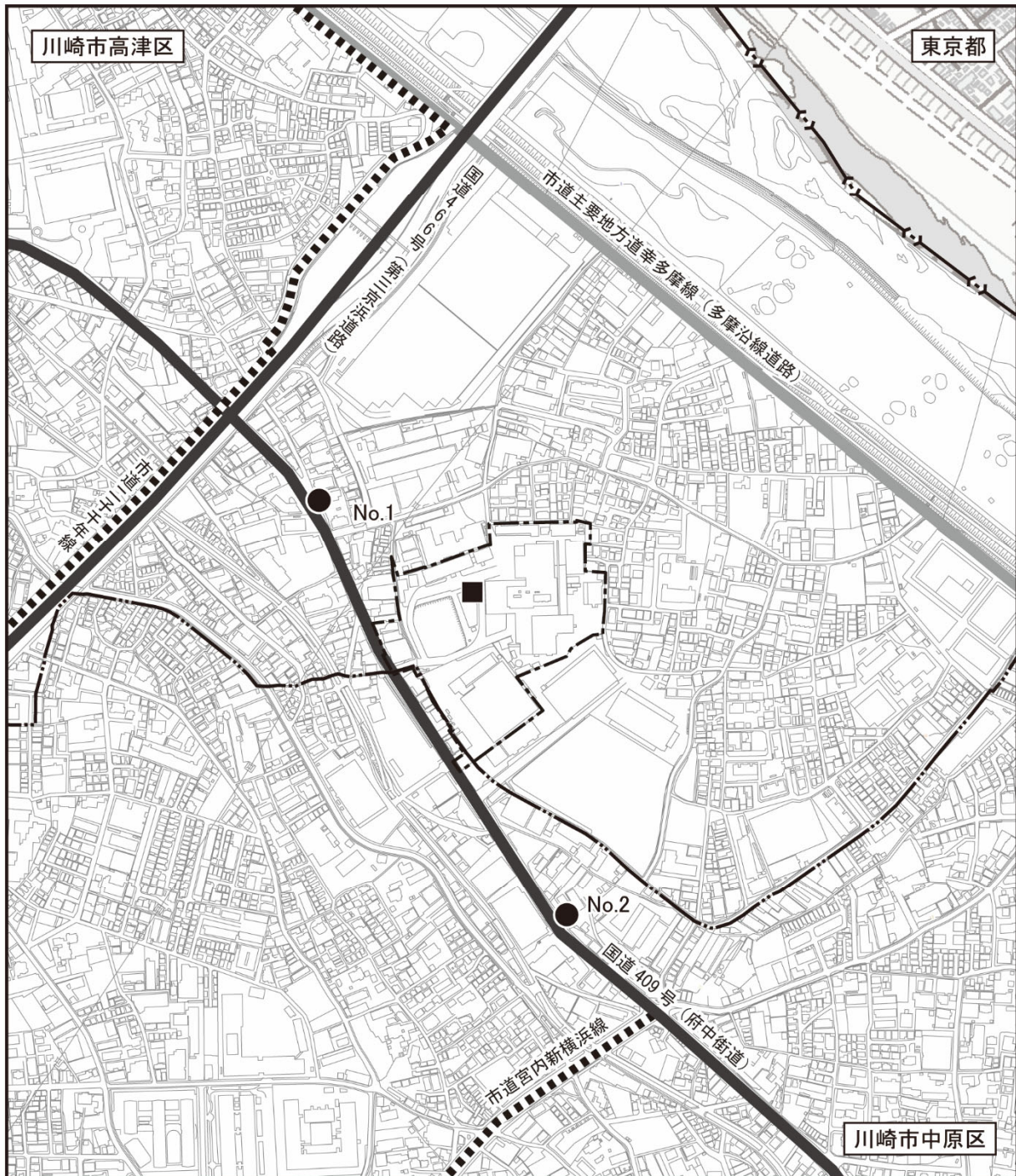
項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>騒音</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 騒音の状況（環境騒音及び道路交通騒音）</p> <p>② 地形及び工作物の状況</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>④ 発生源の状況</p> <p>⑤ 自動車交通量等の状況</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 騒音の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の騒音の状況を把握し、工事中及び供用時における生活環境への影響（騒音）について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 環境騒音及び道路交通騒音とする。</p> <p>(イ) 調査地点 環境騒音調査地点は、図 4.4.1-1（p.100 参照）に示す計画地内 1 地点とする。道路交通騒音調査地点は、図 4.4.1-1（p.100 参照）に示す 2 地点の道路端とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時間帯 平日の 24 時間とする。</p> <p>(エ) 調査方法 「騒音に係る環境基準について」（最終改正平成 24 年、環境省告示第 54 号）及び「JIS Z 8731:2019」に定められている測定方法に準拠する。</p> <p>② 地形及び工作物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の騒音の伝播に影響を及ぼす地形及び工作物の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の地形及び工作物の状況を把握する。</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺において、騒音の影響について配慮すべき施設及び用途地域の指定状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 「土地利用現況図」や「都市計画図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。</p>



予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（騒音レベル）</li> <li>② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル）</li> <li>③ 冷暖房施設等の稼働に伴う設備騒音（騒音レベル）</li> <li>④ 駐車場の利用に伴う騒音（等価騒音レベル）</li> <li>⑤ 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル）</li> </ul>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（騒音レベル） <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 予測地域・予測地点 計画地周辺とし、計画地の敷地境界から100m程度の範囲とする。</li> <li>イ 予測時期 施工期間全体のうち、建設機械の種類・台数等を考慮し、計画地周辺への影響が大きくなると想定される時期とする。</li> <li>ウ 予測方法 施工計画を基に、点音源による距離減衰と複数音源による騒音レベルの合成式を用いて、騒音レベルを予測する。</li> </ul> </li> <li>② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル） <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 予測地域・予測地点 図 4.4.1-1 (p.100 参照) に示す道路交通騒音調査地点 (No.1~2) とし、それぞれ道路端から 50m 程度の範囲とする。</li> <li>イ 予測時期 施工期間全体を通して工事用車両（大型車）の走行台数が最大となる時期の平日とする。</li> <li>ウ 予測方法 施工計画を基に、日本音響学会が提案している「ASJ RTN-Model 2018」等に従った予測式を用いて、等価騒音レベルを予測する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>(5) 評価手法</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 環境への影響の回避・低減の観点 工事に伴い発生する騒音の低減策について、その内容を明らかにする。</li> <li>2) 評価方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（騒音レベル） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</li> <li>② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</li> </ul> </li> </ul>

項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>騒音</p> <p>④ 発生源の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺における生活環境に影響を及ぼす騒音の発生源を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺における騒音の発生源を把握する。</p> <p>⑤ 自動車交通量等の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の自動車交通量等の状況を把握し、工事中の工事用車両の走行及び供用時の施設関連車両の走行に伴う生活環境への影響（騒音）について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 最新の「道路交通センサス 一般交通量調査」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の自動車交通量等の状況を把握する。</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 自動車交通量、走行速度及び道路の状況</p> <p>(イ) 調査地点 自動車交通量調査地点は、図 4.4.1-1 (p.100 参照) に示す 2 地点とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時間帯 平日の 24 時間とする。</p> <p>(エ) 調査方法 自動車交通量及び道路の状況は「9 地域交通 9.1 交通安全、交通混雑」(p.138 参照) に示すとおりである。走行速度は、ストップウォッチ計測による。</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年、環境省告示第 64 号)</li> <li>・「騒音規制法」(昭和 43 年、法律第 98 号)</li> <li>・「地域環境管理計画」(令和 3 年 3 月改定、川崎市) に定められている地域別環境保全水準 等</li> </ul>

予 測	評 価
<p>＜供用時＞</p> <p>③ 冷暖房施設等の稼働に伴う設備騒音 (騒音レベル)</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地の敷地境界から 100m程度の範囲とする。また、音源の高さと周辺の建築物との位置関係を考慮する。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成後の定常状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 導入予定の冷暖房施設等の諸元等を基に、点音源による距離減衰と複数音源による騒音レベルの合成式を用いて、騒音レベルを予測する。</p> <p>④ 駐車場の利用に伴う騒音 (等価騒音レベル)</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地の敷地境界から 100m程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成後の定常状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 「② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音(等価騒音レベル)」と同様とする。</p> <p>⑤ 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音 (等価騒音レベル)</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図 4.4.1-1 (p.100 参照) に示す道路交通騒音調査地点 (No.1~2) とし、それぞれ道路端から 50m程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成後の定常状態となった時期の平日とする。</p> <p>ウ 予測方法 「② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音(等価騒音レベル)」と同様とする。</p>	<p>＜供用時＞</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 供用に伴い発生する騒音の低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>③ 冷暖房施設等の稼働に伴う設備騒音 (騒音レベル) 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>④ 駐車場の利用に伴う騒音 (等価騒音レベル) 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>⑤ 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音 (等価騒音レベル) 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>



凡例

- |          |          |  |
|----------|----------|--|
| --- 計画地  | —— 国道    | ■ 環境騒音振動調査地点                             |
| —<—> 都県界 | —— 主要地方道 | ● 道路交通騒音振動、自動車交通量、<br>走行速度調査地点 (No. 1~2) |
| — · — 区界 | ···· 市道  |  |

図 4.4.1-1 騒音振動等調査地点位置図



【参考資料】

表 4.4.1-1 地域別環境保全水準の具体的な数値等（騒音）

(1) 建設工事に係る騒音

「生活環境の保全に支障のないこと」とは、騒音レベルが敷地境界線上において次のとおりとする。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年、厚生省・建設省告示第1号）

騒音の 大きさ	作業時間		1日あたりの作業時間		同一場所にお ける作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85 デシベルを 超えないこと	午後7時から翌日 午前7時までの時 間内でないこと	午後10時から翌日 午前6時までの時 間内でないこと	10 時間を超 えないこと	14 時間を超 えないこと	連続6日を超え ないこと	日曜日その他の休日 ではないこと

- 備考1 第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、田園住居地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域
- 2 第2号区域：工業地域のうち、前号の区域以外の区域
- 3 工業専用地域は除く。

(2) 道路に係る騒音

「環境基準を超えないこと」とは、道路に面する地域において次のとおりとする。

騒音に係る環境基準（道路に面する地域）（平成10年、環境庁告示第64号）

地域の区分	基準値 ( $L_{Aeq,T}$ )	
	昼 間 (午前6時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- 備考1 この表において、A地域とは、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域をいう。
- 2 この表において、B地域とは、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域をいう。
- 3 この表において、C地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。
- 4 この表において、車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る基準

基準値 ( $L_{Aeq,T}$ )		備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内への透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。
昼 間 (午前6時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌日午前6時まで)	
70 デシベル以下	65 デシベル以下	

- 備考1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
- ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）
  - ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
  - ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

(3) 工場等に係る騒音

「生活環境の保全に支障がないこと」とは、騒音レベルが敷地境界線上において次のとおりとする。

事業所において発生する騒音の規制基準（平成11年、川崎市条例第50号）

	時間帯	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで及び 午後6時から午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
	第一種低層住居専用地域、第二種住居専用 地域、第一種中高層住居専用地域、第二種 中高層住居専用地域、田園住居地域		50 デシベル以下	45 デシベル以下
第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域		55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
近隣商業地域、商業地域、準工業地域		65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
工業地域		70 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
工業専用地域		75 デシベル以下	75 デシベル以下	65 デシベル以下
その他の地域		55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下

4. 2 振動

項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>振動</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 振動の状況（環境振動、道路交通振動及び地盤卓越振動数）</p> <p>② 地盤、地形及び工作物の状況</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>④ 発生源の状況</p> <p>⑤ 自動車交通量等の状況</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 振動の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の振動の状況を把握し、工事中及び供用時における生活環境への影響（振動）について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 環境振動、道路交通振動及び地盤卓越振動数とする。</p> <p>(イ) 調査地点 環境振動調査地点は、図 4.4.1-1（p.100 参照）に示した計画地内 2 地点とする。 道路交通振動及び地盤卓越振動数の調査地点は、図 4.4.1-1（p.100 参照）に示した 2 地点の道路端とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時間帯 平日の 24 時間とする。</p> <p>(エ) 調査方法 環境振動及び道路交通振動は、「振動規制法施行規則」（最終改正令和 3 年、環境省令第 3 号）に基づく道路交通の振動の限度に定められている測定方法及び「JIS Z 8735:1981」に定められている測定方法に準拠する。 地盤卓越振動数は、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」（国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に定められている測定方法に準拠する。</p> <p>② 地盤、地形及び工作物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の振動の伝播に影響を及ぼす地盤、地形及び工作物の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の地盤、地形及び工作物の状況を把握する。</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺において、振動の影響について配慮すべき施設及び用途地域の指定状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 「土地利用現況図」や「都市計画図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 建設機械の稼働に伴う建設作業振動（振動レベル）</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル）</p> <p>③ 施設関連車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル）</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>〈工事中〉</p> <p>① 建設機械の稼働に伴う建設作業振動（振動レベル）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地周辺とし、計画地の敷地境界から100m程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 施工期間全体のうち、建設機械の種類・台数等を考慮し、計画地周辺への影響が大きくなると想定される時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 施工計画を基に、各振動源から各予測地点に伝搬する振動レベルの伝搬理論式及び複数振動源の合成式を用いて、振動レベルを予測する。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図 4.4.1-1 (p.100 参照) に示す道路交通振動調査地点 (No.1~2) とし、それぞれ道路端から 50m 程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 施工期間全体を通して工事用車両（大型車）の走行台数が最大となる時期の平日とする。</p> <p>ウ 予測方法 施工計画を基に、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」に準拠し、旧建設省土木研究所の提案式を用いて、振動レベルを予測する。</p> <p>〈供用時〉</p> <p>③ 施設関連車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図 4.4.1-1 (p.100 参照) に示す道路交通振動調査地点 (No.1~2) とし、それぞれ道路端から 50m 程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成後の定常状態となった時期の平日とする。</p> <p>ウ 予測方法 「② 工事用車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル）」と同様とする。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>〈工事中〉</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 工事に伴い発生する振動の低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 建設機械の稼働に伴う建設作業振動（振動レベル） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>〈供用時〉</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 供用に伴い発生する振動の低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>③ 施設関連車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>振動</p> <p>④ 発生源の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺的生活環境に影響を及ぼす振動の発生源を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の振動の発生源を把握する。</p> <p>⑤ 自動車交通量等の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の自動車交通量等の状況を把握し、工事中の工事用車両の走行及び供用時の施設関連車両の走行に伴う生活環境への影響（振動）について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 最新の「道路交通センサス 一般交通量調査」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の自動車交通量等の状況を把握する。</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 自動車交通量、走行速度及び道路の状況</p> <p>(イ) 調査地点 自動車交通量調査地点は、図 4.4.1-1 (p.100 参照) に示す 2 地点とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時間帯 平日の 24 時間とする。</p> <p>(エ) 調査方法 自動車交通量及び道路状況は「9 地域交通 9.1 交通安全、交通混雑」(p.138 参照) に示すとおりである。走行速度は、ストップウォッチ計測による。</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「振動規制法」(昭和 51 年、法律第 64 号)</li> <li>・「地域環境管理計画」(令和 3 年 3 月改定、川崎市) に定められている地域別環境保全水準 等</li> </ul>



【参考資料】

表 4.4.2-1 地域別環境保全水準の具体的な数値等（振動）

(1) 建設工事に係る振動

「生活環境の保全に支障のないこと」とは、振動レベルが敷地境界線上において次のとおりとする。

特定建設作業の規制に関する基準

（振動規制法施行規則（昭和 51 年、総理府令第 58 号 最終改正令和 3 年、環境省令第 3 号）第 11 条）

振動の 大きさ	作業時間		1日あたりの作業時間		同一場所 における 作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75 デシベル を超えない こと	午後 7 時から 翌日午前 7 時 までの時間内 でないこと	午後 10 時から 翌日午前 6 時 までの時間内 でないこと	10 時間を超え ないこと	14 時間を超え ないこと	連続 6 日を超 えないこと	日曜日その他 の休日ではな いこと

- 備考 1 第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域  
 2 第2号区域：工業地域のうち、前号の区域以外の区域  
 3 工業専用地域は除く。

(2) 道路に係る振動

「生活環境の保全に支障のないこと」とは、振動レベルが道路の敷地境界線において次のとおりとする。

道路交通振動の限度

（振動規制法施行規則（昭和 51 年、総理府令第 58 号 最終改正令和 3 年、環境省令第 3 号）第 12 条）

区域の区分	時間	昼 間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜 間 (午後 7 時から翌日午前 8 時まで)
	第一種区域		65 デシベル以下
第二種区域		70 デシベル以下	65 デシベル以下

- 備考 1 第一種区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、用途が定められていない地域  
 2 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域  
 3 工業専用地域は除く。

5 廃棄物等

5. 1 一般廃棄物

項 目	調 査
廃棄物等 一般廃棄物	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 一般廃棄物の状況</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 一般廃棄物の状況</p> <p>ア 調査目的            計画地周辺の一般廃棄物の状況を把握し、施設の供用に伴い発生する一般廃棄物について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法  <b>【既存資料調査】</b>            最新の「環境局事業概要－廃棄物編－」（川崎市）等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺における一般廃棄物の状況等を把握する。</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的            環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法  <b>【既存資料調査】</b>            以下の関係法令等の内容を整理する。            ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年、法律第137号）            ・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」（平成4年、条例第51号）            ・「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 供用時に発生する事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>① 供用時に発生する事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成後の定常状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 既存資料に基づく発生原単位を用いて事業系一般廃棄物の種類及び発生量を予測する。 処理・処分方法については、事業計画の内容を明らかにする。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 供用に伴い発生する一般廃棄物は、適正に処理・処分する計画であり、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 供用時に発生する事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

5. 2 産業廃棄物

項 目	調 査
廃棄物等 産業廃棄物	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 産業廃棄物の状況</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 産業廃棄物の状況</p> <p>ア 調査目的</p> <p>川崎市における産業廃棄物の状況を把握し、工事中及び施設の供用に伴い発生する産業廃棄物について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>「川崎市産業廃棄物処理指導計画 令和 4(2022)年度～令和 7(2025)年度」(令和 4 年 3 月、川崎市)等の既存資料を収集・整理し、川崎市における産業廃棄物の状況を把握する。</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的</p> <p>環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>以下の関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年、法律第 137 号)</li> <li>・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年、法律第 48 号)</li> <li>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年、法律 104 号)</li> <li>・「大気汚染防止法」(昭和 43 年、法律 97 号)</li> <li>・「石綿障害予防規則」(平成 17 年、厚生労働省令第 21 号)</li> <li>・「建設廃棄物処理指針 (平成 22 年度版)」(平成 23 年 3 月、環境省)</li> <li>・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」(平成 4 年、条例第 51 号)</li> <li>・「地域環境管理計画」(令和 3 年 3 月改定、川崎市)に定められている地域別環境保全水準 等</li> </ul>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p> <p>② 供用時に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>① 工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 工事中とする。</p> <p>ウ 予測方法 既存資料に基づく発生原単位を用いて産業廃棄物の種類及び発生量を予測する。 処理・処分方法については、施工計画の内容を明らかにする。</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>② 供用時に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成後の定常状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 既存資料に基づく発生原単位を用いて産業廃棄物の種類及び発生量を予測する。 処理・処分方法については、事業計画の内容を明らかにする。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 工事に伴い発生する産業廃棄物は、発生抑制及び資源化を図る計画であり、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 供用に伴い発生する産業廃棄物は、適正に処理・処分する計画であり、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>② 供用時に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

5. 3 建設発生土

項 目	調 査
廃棄物等 建設発生土	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 建設発生土の状況</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 建設発生土の状況</p> <p>ア 調査目的            神奈川県における建設発生土の状況を把握し、工事中に発生する建設発生土について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法  <b>【既存資料調査】</b>            「建設副産物実態調査結果」等の既存資料を収集・整理し、建設発生土の再利用の状況を把握する。</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的            環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法  <b>【既存資料調査】</b>            以下の関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年、法律第 48 号）</li> <li>・「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成 11 年、神奈川県条例第 3 号）</li> <li>・「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年、国官総第 122 号、国総事第 21 号、国総建第 137 号）</li> <li>・「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等</li> </ul>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 建設発生土の発生量及び処理・処分方法</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>① 建設発生土の発生量及び処理・処分方法</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 工事中とする。</p> <p>ウ 予測方法 施工計画を基に、建設発生土の発生量を予測する。 処理・処分方法については、施工計画の内容を明らかにする。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 工事に伴い発生する建設発生土は、埋戻し土等として有効利用を図る計画であり、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 建設発生土の発生量及び処理・処分方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

6 緑

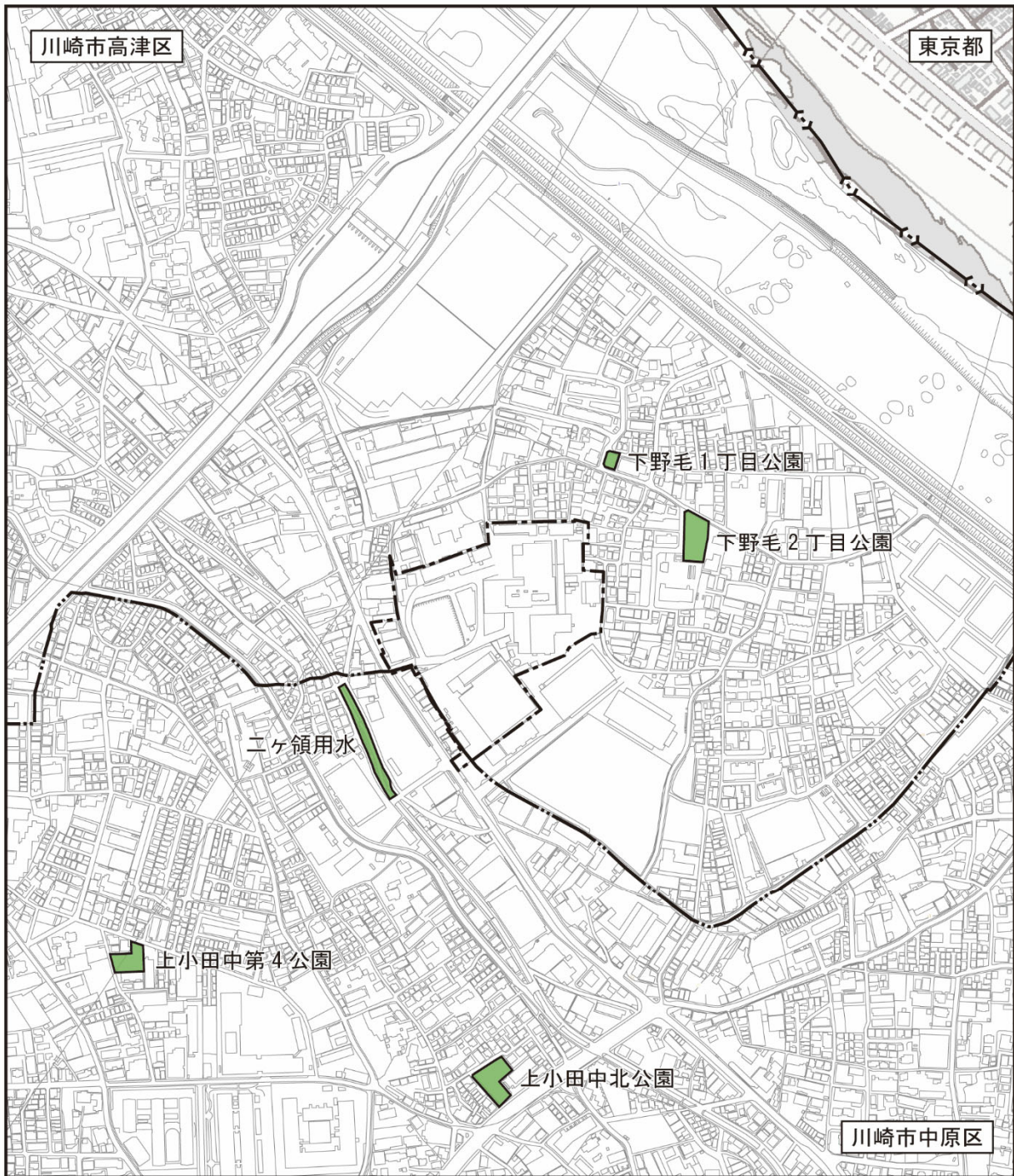
6. 1 緑の質

項目	調査
緑の質	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現存植生状況及び生育状況</li> <li>② 周辺地域の生育木</li> <li>③ 植栽土壌</li> <li>④ 植栽予定樹種</li> <li>⑤ 潜在自然植生</li> <li>⑥ 生育環境</li> <li>⑦ 土地利用の状況</li> <li>⑧ 関係法令等による基準等</li> </ul> <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現存植生状況及び生育状況、② 周辺地域の生育木 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的 <p>計画地内の現存植生状況と、計画地及び周辺の代表的な公園等の生育木の状況を把握し、植栽予定樹種の環境適合性を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法 <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査項目 <p>計画地内は、現存植生の分布状況と生育木の樹木活力度とする。 計画地周辺は、代表的な公園等の生育木の樹木活力度とする。</p> </li> <li>(イ) 調査地点 <p>計画地及び図 4.6.1-1 (p.115 参照) に示す計画地周辺の代表的な公園等とする。</p> </li> <li>(ウ) 調査期間・調査時期 <p>植物の状況が適切に把握できる時期に、調査を1回実施する。</p> </li> <li>(エ) 調査方法 <p>現存植生の分布は、現地踏査により把握する。 生育木の樹木活力度は、「造園施工管理 技術編」(昭和50年10月、社団法人日本公園緑地協会)及び「造園施工管理 技術編 改訂25版」(平成17年5月、社団法人日本公園緑地協会)を参考に樹木の樹勢、樹形等を観察し、樹木活力度調査の判定基準を基に、総合的に判定する。</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>③ 植栽土壌 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的 <p>計画地内の土壌の状況を把握し、植栽基盤としての適否を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法 <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査項目 <p>土壌の物理的性質(土性、土色、土壌硬度、透水性(飽和透水係数)等)及び化学的性質(pH(H<sub>2</sub>O)、電気伝導度等)とする。</p> </li> <li>(イ) 調査地点 <p>調査地点は、計画地内とし、将来の緑化位置等を考慮し選定する。</p> </li> <li>(ウ) 調査期間・調査時期 <p>土壌の状況が適切に把握できる時期とする。</p> </li> <li>(エ) 調査方法 <p>簡易試孔調査及び基本断面調査を行い、断面形態を把握する。</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>



予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 植栽予定樹種の環境適合性</p> <p>② 植栽基盤の適否及び必要土壌量</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>〈供用時〉</p> <p>① 植栽予定樹種の環境適合性</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成後の供用時とする。</p> <p>ウ 予測方法 計画地及びその周辺における生育木の樹木活力度、潜在自然植生等の調査結果を踏まえ、植栽予定樹種の樹種特性及び事業実施に伴い生じる立地環境特性との適合性を定性的に予測する。</p> <p>② 植栽基盤の適否及び必要土壌量</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成後の供用時とする。</p> <p>ウ 予測方法 計画地内の土壌の調査結果を踏まえ、理化学性の観点から植栽基盤の適否を予測する。 また、緑化計画及び植栽基盤の適否の内容を踏まえ、「川崎市緑化指針」を参考にして必要とされる植栽土壌量を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>〈供用時〉</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 緑の回復育成の内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 植栽予定樹種の環境適合性、② 植栽基盤の適否及び必要土壌量 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項 目	調 査
緑 緑 の 質	<p>④ 植栽予定樹種</p> <p>ア 調査目的 植栽予定樹種の特徴を把握し、計画地における環境適合性を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の既存資料を収集・整理し、緑化計画において整理した植栽予定樹種の特徴を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市緑化指針」（令和4年2月一部改正、川崎市）</li> <li>・「造園施工管理 技術編 改訂27版」（平成27年6月、社団法人日本公園緑地協会）</li> <li>・「大気浄化植樹マニュアル 2014年度改訂版」（平成27年1月、独立行政法人環境再生保全機構）等</li> </ul> <p>⑤ 潜在自然植生</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の潜在自然植生を把握し、植栽予定樹種の環境適合性を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺における潜在自然植生等を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「神奈川県における潜在自然植生」（昭和51年3月、神奈川県教育委員会）</li> <li>・「川崎市および周辺の植生 -環境保全と環境保全林創造に対する植物学的研究-」（昭和56年3月、横浜植生学会）等</li> </ul> <p>⑥ 生育環境</p> <p>ア 調査目的 植栽予定樹種とその生育環境との関連性を考察することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 関連する予測評価項目（日照阻害等）の結果を整理する。</p> <p>⑦ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の土地利用の状況及び緑の分布状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」や「川崎の公園」（川崎市ホームページ）等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況及び緑の分布状況等を把握する。</p> <p>⑧ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成11年、条例第49号）</li> <li>・「川崎市緑化指針」（令和4年2月一部改正、川崎市） 等</li> <li>・「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等</li> </ul>



凡例

- 計画地
- ←→ 都県界
- 区界
- 樹木活力度調査地点

図 4.6.1-1 樹木活力度調査地点位置図



【参考資料】

表 4.6.1-1 樹木活力度調査の項目と基準

評価基準 評価項目	1.良好、正常なもの	2.普通、正常に近いもの	3.悪化のかなり進んだもの	4.顕著に悪化しているもの
1.樹勢	生育旺盛なもの	多少影響はあるがあまり目立たない程度	異常が一目でわかる程度	生育劣弱で回復の見込みないとみられるもの
2.樹形	自然樹形を保つもの	一部に幾分の乱れはあるが本来の形に近いもの	自然樹形の崩壊がかなり進んだもの	自然樹形が全く崩壊し、奇形化しているもの
3.枝の伸長量	正常	幾分少ないがそれ程目立たない	枝は短小となり細い	枝は極度に短小し、しょうが状の節間がある
4.枝葉の密度	正常、枝及び葉の密度のバランスがとれている	普通、1に比べやや劣る	やや疎	枯枝が多く、葉の発生が少ない密度が著しく疎
5.葉形	正常	少しゆがみがある	変形が中程度	変形が著しい
6.葉の大きさ	正常	幾分小さい	中程度に小さい	著しく小さい
7.葉色	正常	やや異常	かなり異常	著しく異常
8.ネクロシス え死—細胞組織の破壊(一葉面による)	なし	わずかにある	かなり多い	著しく多い

資料：「造園施工管理 技術編 改訂 27 版」（平成 27 年 6 月、社団法人日本公園緑地協会）

表 4.6.1-2 活力度指数の算定方法

単木の場合	特定樹種の場合
$Y = \frac{\sum Xi}{n}$ <p>Y : 樹木活力度指数 Xi : 項目別指数 n : 項目数</p>	$\bar{Y} = \frac{\sum Yj}{m}$ <p><math>\bar{Y}</math> : 特定樹種の平均活力度指数 Yj : 樹木活力度指数 m : 特定樹種の調査本数</p>

資料：「造園施工管理 技術編」（昭和 50 年 10 月、社団法人日本公園緑地協会）

表 4.6.1-3 樹木活力度調査の指数基準

判定	A	B	C	D
指数	1.00～1.75	1.76～2.50	2.51～3.25	3.26～4.00
状態	1.良好、正常なもの	2.普通、正常に近いもの	3.悪化のかなり進んだもの	4.顕著に悪化の進んでいるもの

資料：「造園施工管理 技術編」（昭和 50 年 10 月、社団法人日本公園緑地協会）



6. 2 緑の量

項 目	調 査
緑 緑 の 量	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 緑被の状況</p> <p>② 緑化計画</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 緑被の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地の緑被の状況を把握し、緑の量の変化を比較・検討するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 緑被とする。</p> <p>(イ) 調査地点 計画地内とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時期 春季から秋季に、調査を1回実施する。</p> <p>(エ) 調査方法 計画地内で現地踏査し、樹木本数、緑被面積、緑被率及び平均緑度等を把握する。平均緑度は、「川崎市環境影響評価等技術指針」に示されている緑度の区分に応じた指数により算定する。</p> <p>② 緑化計画</p> <p>ア 調査目的 緑化計画の内容を把握し、緑の量の変化を比較・検討するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 緑化計画の内容を整理する。</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の土地利用状況及び緑の分布状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 「土地利用現況図」や「川崎の公園」(川崎市ホームページ)等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況及び緑の分布状況を把握する。</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」(令和3年3月改訂、川崎市)</li> <li>・「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」(平成11年、条例第49号)</li> <li>・「地域環境管理計画」(令和3年3月改定、川崎市)に定められている地域別環境保全水準 等</li> </ul>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 緑被の変化及び全体の緑の構成</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>〈供用時〉</p> <p>① 緑被の変化及び全体の緑の構成</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成後の供用時とする。</p> <p>ウ 予測方法</p> <p>(ア) 緑被の変化 緑化計画を基に本事業の緑被面積及び緑被率を示し、「川崎市環境影響評価等技術指針」に定められている方法で算定される緑被率に係る基準と対比する。 なお、本事業の緑被面積の算定にあたっては、「川崎市緑化指針」に定められている緑化面積の考え方による。</p> <p>(イ) 全体の緑の構成 緑化計画を基に本事業の樹木本数を示し、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準と対比する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>〈供用時〉</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 緑の回復育成の内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 緑被の変化及び全体の緑の構成 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

【参考資料】

◆川崎市環境影響評価等技術指針に記載されている平均緑度の算定方法

平均緑度については、現地調査を実施し、以下に示す緑度の区分に応じた指数により、下表に示す算定式を用いて算出する。

緑度の区分及び指数

指数 (G)	緑度の区分
5	すぐれた自然植生及びそれとほぼ同等の価値を持つ植生地
4	よく成育した植生地 (二次林、植林、竹林)
3	やや成育が進んだ植生地 (二次林、伐採跡地、耕地、果樹園)
2	貧弱な植生地
1	人工的な環境又は緑が極めて少ない裸地等

備考 指数5の「すぐれた自然植生及びそれとほぼ同等の価値を持つ植生地」とは、すぐれた自然植生地及びそれとほぼ同等の価値を持つ自然的植生地で、あわせて一定規模の面積を有し、かつ良好な植生状態が形成されているもの。例として、シラカシ林、スダジイ林、ケヤキ林等

指数4の「よく成育した植生地 (二次林、植林、竹林)」とは、良く成育した半自然的あるいは二次的植生地で、これを構成する樹種の樹高が概ね10m以上で、良好な植生状態が維持されているもの。例として、コナラ林、スギ林、サワラ林、モウソウチク林、マダケ林、屋敷林等

指数3の「やや成育が進んだ植生地 (二次林、伐採跡地、耕地、果樹園)」とは、やや成育が進んだ二次的植生地で、これを構成する樹種の樹高が概ね10m以下で、多少とも良好な植生状態が維持されているもの。例として、指数4に示す林のほか、伐採跡地、耕作地、果樹園等

指数2の「貧弱な植生地」とは、植生状態が貧弱な二次的植生地。例として、アズマネザサ群落、ススキ草原、クズ草原、水田放棄地等

指数1の「人工的な環境又は緑が極めて少ない裸地」とは、人工的な環境又は緑度が極めて少ない土地。例として、荒地、裸地、造成地、崩壊地等

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」（令和3年3月改訂、川崎市）

平均緑度の算定式

$$\text{平均緑度 (L.G)} = \frac{\sum G}{n} \quad (\text{小数点以下第2位を四捨五入する。})$$

G : 緑度の区分による指数(メッシュによる)  
n : メッシュの数

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」（令和3年3月改訂、川崎市）

◆緑の量的水準（植栽本数の考え方）（「川崎市緑化指針」から抜粋）

緑化地面積（地盤面における、樹木により緑化される一団の土地の総面積）あたりの植栽本数は、緑の量的水準として次の算式を標準として算出する。

$$\text{植栽本数} = (\text{緑化地面積} + \text{屋上緑化面積}) \times \text{緑化樹木の規格ごとの係数}$$

※少数以下は切り上げ

高木・中木・低木の係数について

	係数	備考
高木	0.08 本/m <sup>2</sup>	※基準どおりの本数が植栽できない場合には、樹木換算表により異なる規格の樹木で代替することができる。 ただし、基準で算出される本数の半分以上を超えて代替することはできない。
中木	0.16 本/m <sup>2</sup>	
低木	0.48 本/m <sup>2</sup>	

樹木換算表

	高木	中木	低木
高木 1本に対して	—	2本に代替	6本に代替
中木 1本に対して	1/2本に代替 ※中木 2本分で高木 1本	—	3本に代替
低木 1本に対して	1/6本に代替 ※低木 6本分で高木 1本	1/3本に代替 ※低木 3本分で中木 1本	—

資料：「川崎市緑化指針」（令和4年2月一部改正、川崎市）



◆川崎市環境影響評価等技術指針に記載されている緑被率の算定方法

「地域環境管理計画」に掲げられている地域別環境保全水準の具体的な数値等は、「川崎市環境影響評価等技術指針」において、緑被率（指定開発行為に係る面積に占める緑被面積の割合）の算定式が示されている。その内容は、以下に示すとおりである。

緑被率の算定式

$$\text{緑被率} = \frac{(A \times \alpha + B \times \beta + A \times G')}{A} \times 100$$

A : 指定開発行為に係る面積  
 α : 0.06 等法令等により必要とされる公園、緑地等の割合  
 ただし、法令等により公園、緑地等を設置しない場合は α = 0 とする。  
 B : 指定開発行為に係る面積から公園、緑地等の面積を除いたもの (A - (A × α))  
 β : 指定開発行為の種類ごとに定める数値  
 G' : 平均緑度係数

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」（令和3年3月改訂、川崎市）

指定開発行為の種類ごとに定める数値

指定開発行為の種類		地 区	β
1 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	(1) 住宅用地の造成	第1種、第2種（近隣商業地域及び商業地域を除く。）、第3種 第2種（準工業地域を除く。）	0.2 0.1
	(2) 学校用地の造成	第1種、第2種、第3種	0.1
	(3) 市街地再開発事業又は広場等に係る用地の造成及び整備	第1種、第2種、第3種	0.05
	(4) その他の開発行為	第1種、第3種 第2種	0.2 0.1
2 埋立て	第1種、第2種、第3種	0.2	
3 高層建築物の新設	第1種、第2種、第3種	0.1	
4 住宅団地の新設	第1種、第2種（近隣商業地域及び商業地域を除く。）、第3種	0.2	
	第2種（準工業地域を除く。）	0.1	
5 工場又は事業所の新設	第1種、第2種、第3種	0.2	
6 電気工作物の新設	第1種、第2種、第3種	0.2	
7 廃棄物処理施設の新設	第1種、第2種、第3種	0.2	
8 上水施設の新設	第1種、第2種、第3種	0.2	
9 下水道終末処理場の新設	第1種、第2種、第3種	0.2	
10 商業施設の新設	第1種、第2種、第3種	0.1	
11 研究施設の新設	第1種、第2種、第3種	0.2	
12 大規模建築物の新設	第1種、第2種、第3種	0.1	

- 備考 1 この表において「第1種地区」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びその他の地域をいう。
- 2 この表において「第2種地区」とは、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいう。
- 3 この表において「第3種地区」とは、工業地域及び工業専用地域をいう。
- 4 「第3種地区」のうち工業専用地域における「5 工場又は事業所の新設」、「6 電気工作物の新設」、「7 廃棄物処理施設の新設」、「11 研究施設の新設」については、β=0.1とする。
- 5 「7 廃棄物処理施設の新設」について、指定開発行為の要件のうち焼却能力のみが該当する場合を除く。

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」（令和3年3月改訂、川崎市）

平均緑度係数（G'）

平均緑度(L.G)	5.0~4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5	3.4	3.3	3.2	3.1	
平均緑度係数(G')	0.25	0.24	0.23	0.22	0.21	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	
	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0~1.0
	0.15	0.14	0.13	0.12	0.11	0.10	0.09	0.08	0.07	0.06	0.05

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」（令和3年3月改訂、川崎市）

7 景観

7. 1 景観、圧迫感

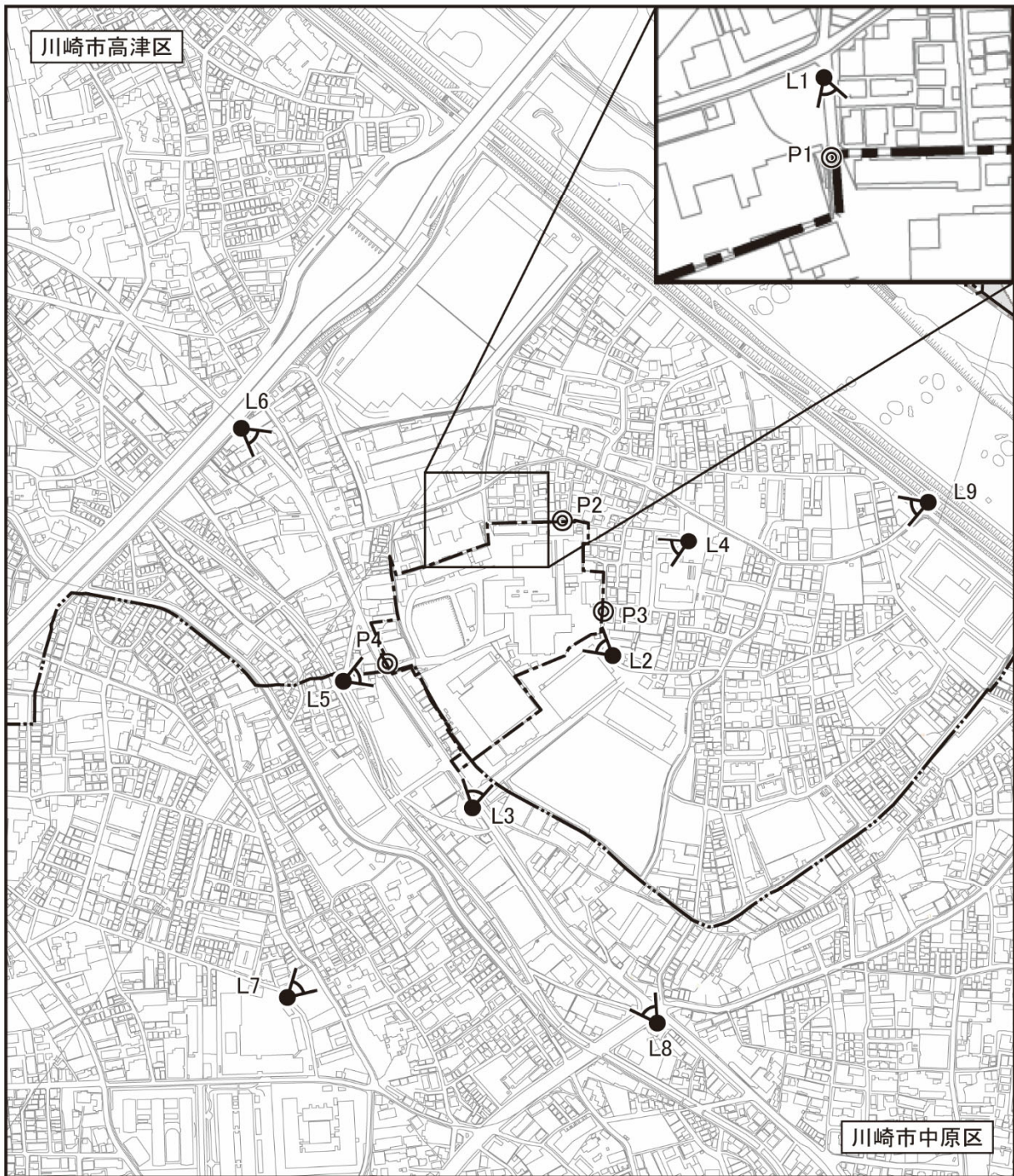
項目	調査
景観 景観、 圧迫感	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域景観の特性</li> <li>② 代表的な眺望地点からの景観</li> <li>③ 圧迫感の状況</li> <li>④ 土地利用の状況</li> <li>⑤ 関係法令等による基準等</li> </ul> <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域景観の特性 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的 <p>計画地及びその周辺の主要な景観構成要素を把握し、計画建物の存在による地域景観の特性の変化を比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法 <p><b>【既存資料調査】</b> 「景観資源図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺における主要な景観構成要素及び地域景観の特性を把握する。</p> </li> </ul> </li> <li>② 代表的な眺望地点からの景観 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的 <p>計画地周辺の代表的な眺望地点を把握し、計画建物の存在が景観に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法 <p><b>【既存資料調査】</b> 「景観資源図」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺における代表的な眺望地点を把握する。</p> <p><b>【現地調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査項目 <p>代表的な眺望地点からの景観とする。</p> </li> <li>(イ) 調査地点 <p>計画地周辺の道路整備状況、高層建物や景観資源の分布状況等を勘案し、不特定多数の人間が滞留すると考えられる地点として、図 4.7.1-1 (p.126 参照) に示す 9 地点とする。</p> </li> <li>(ウ) 調査時期 <p>晴天時に 1 回実施する。</p> </li> <li>(エ) 調査方法 <p>現地踏査及び写真撮影による。</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>③ 圧迫感の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的 <p>計画地周辺の圧迫感の状況を把握し、計画建物の存在による圧迫感の変化を比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法 <p><b>【現地調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査項目 <p>形態率とする。</p> </li> <li>(イ) 調査地域及び調査地点 <p>計画地周辺の道路整備状況や高層建物等の分布・密集状況を勘案し、図 4.7.1-1 (p.126 参照) に示す 4 地点とする。</p> </li> <li>(ウ) 調査期間、時期、頻度等 <p>圧迫感の状況が把握できる適切な時期に 1 回実施する。</p> </li> <li>(エ) 調査方法 <p>天空写真を撮影し、形態率を算定する。</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度</p> <p>② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>③ 圧迫感の変化の程度</p>	
<p>(4) 予測手法 〈供用時〉</p> <p>① 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地を含めた周辺地域とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成後とする。</p> <p>ウ 予測方法 事業実施に伴う土地の改変や計画建物の存在による地域の主要な景観構成要素と地域景観の特性の変化について、現況写真と完成予想図等との比較により、定性的に予測する。</p> <p>② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図 4.7.1-1 (p.126 参照) に示す景観調査地点 (9 地点) とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成後とする。</p> <p>ウ 予測方法 現況調査写真に完成予想図を合成 (フォトモンタージュ) して、現況からの変化の程度を定性的に予測する。</p> <p>③ 圧迫感の変化の程度</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図 4.7.1-1 (p.126 参照) に示す圧迫感調査地点 (4 地点) とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成後とする。</p> <p>ウ 予測方法 現況天空写真に計画建物を射影させ、現況の形態率及び計画建物完成後の形態率を算定し、現況からの変化の程度を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法 〈供用時〉</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 計画建物の景観への配慮等について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>③ 圧迫感の変化の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項目	調査
景観 景観、 圧迫感	<p>④ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的            計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握し、地域景観の特性を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法  <b>【既存資料調査】</b>            「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。</p> <p>⑤ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的            環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法  <b>【既存資料調査】</b>            以下の関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「景観法」（平成 16 年、法律第 110 号）</li> <li>・「川崎市都市景観条例」（平成 6 年、条例第 38 号）</li> <li>・「川崎市景観計画」（平成 30 年 12 月改定、川崎市）</li> <li>・「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等</li> </ul>

表 4.7.1-1 代表的な眺望地点からの景観、圧迫感の状況の現地調査地点の概要

地点名		計画地敷地境界からの距離等	選定理由	
L1	計画地北側入口	40m	近景域	計画地北側の市道下野毛 20 号線から計画地へ至る入口にあたり、地域住民が自転車や徒歩等で通行している。供用時には、視野中央部に計画建物が近景から可視されると予想される地点。
L2	市道下野毛 28 号線沿道	40m		計画地東側に接する市道下野毛 28 号線の道路上で、不特定多数の人が自転車や徒歩等で通行している。供用時には、視野中央部に計画建物が可視されると予想される地点。
L3	バス停（宮内西）	40m		計画地南側の国道 409 号（府中街道）に位置するバス停にあたり、地域住民や周辺事業所の人々が利用している。供用時には、既存建築物等の背後に、計画建物が可視されると予想される地点。
L4	下野毛 2 丁目公園	120m		計画地東側の住宅地に位置しており、主に地域住民等が休憩や遊びの場として利用する滞留度が高い公園である。既存建築物等の背後に、供用時には、計画建物の一部が可視されると予想される地点。
L5	宮内遊歩道	85m		計画地西側の景観資源である二ヶ領用水に沿って整備されている遊歩道に位置し、主に地域住民が散歩等に利用している。供用時には、既存建築物等の背後に、計画建物が可視されると予想される地点。
L6	北見方第三下交差点	240m	中景域	計画地北側の国道 466 号（第三京浜道路）の高架下にある国道 409 号（府中街道）と二子千年線の交差点に位置しており、不特定多数の人が自転車や徒歩等で通行している。供用時には、既存建築物等の背後に、計画建物の一部が可視されると予想される地点。
L7	川崎市立大谷戸小学校付近	340m		計画地西側の生産緑地や低層の集合住宅が立地する住宅地に位置しており、主に地域住民や児童が自転車や徒歩等で通行している。既存建築物等の背後に、供用時には、計画建物の一部が可視される可能性がある地点。
L8	西下橋交差点	380m		計画地南側の国道 409 号（府中街道）と宮内新横浜線の交差点に位置しており、不特定多数の人が自転車や徒歩等で通行している。供用時には、既存建築物等の背後に、計画建物の一部が可視される可能性がある地点。
L9	多摩川堤防	290m		計画地東側の多摩川沿いに整備されている土手に位置しており、主に地域住民が散歩やランニング等に利用している。供用時には、既存建築物等の背後に、計画建物が可視されると予想される地点。
P1	計画地北側入口	敷地境界付近	圧迫感	計画地北側の市道下野毛 20 号線から計画地へ至る入口にあたり、計画建物に近接する地点として選定した。
P2	市道下野毛 42 号線沿道			計画地北側に接する市道下野毛 42 号線の道路上で、計画建物に近接する地点として選定した。
P3	市道下野毛 28 号線沿道			計画地東側に接する市道下野毛 28 号線の道路上で、計画建物に近接する地点として選定した。
P4	国道 409 号（府中街道）沿道			計画地西側に接する国道 409 号（府中街道）の歩道上で、計画建物に近接する地点として選定した。



凡例

--- 計画地

←→ 都県界

--- 区界

📍 景観調査候補地点(L1~L9)

🎯 圧迫感調査候補地点(P1~P4)

L1 : 計画地北側入口

L2 : 市道下野毛28号線沿道

L3 : バス停(宮内西)

L4 : 下野毛2丁目公園

L5 : 宮内遊歩道

L6 : 北見方第三下交差点

L7 : 川崎市立大谷戸小学校付近

L8 : 西下橋交差点

L9 : 多摩川堤防

P1 : 計画地北側入口

P2 : 市道下野毛42号線沿道

P3 : 市道下野毛28号線沿道

P4 : 国道409号(府中街道)沿道

図 4.7.1-1 景観調査地点位置図





## 8 構造物の影響

### 8.1 日照障害

項目	調査
構造物の影響 日照障害	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 日照障害の状況</p> <p>② 地形の状況</p> <p>③ 既存建築物の状況</p> <p>④ 土地利用の状況</p> <p>⑤ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 日照障害の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の日影の影響に特に配慮すべき施設等の分布状況を把握し、計画建物の存在による日影の影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「ガイドマップかわさき」(川崎市ホームページ)等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の日影の影響に特に配慮すべき施設等の分布状況を把握する。</p> <p>② 地形の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の地形の状況を把握し、計画建物の存在による日影の影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の地形の状況を把握する。</p> <p>③ 既存建築物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の既存建築物の分布を把握し、計画建物の存在による日影の影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の既存建築物を把握する。</p> <p>④ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の土地利用の状況及び規制状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の土地利用の状況及び規制状況等を把握する。</p> <p>⑤ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築基準法」(昭和25年、法第201号)</li> <li>・「川崎市建築基準条例」(昭和35年、条例第20号)</li> <li>・「地域環境管理計画」(令和3年3月改定、川崎市)に定められている地域別環境保全水準 等</li> </ul>



予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>② 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>① 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>ア 予測地域 冬至日、真太陽時の午前8時から午後4時までの間に本事業の計画建物の存在により日影が生じる範囲とする。</p> <p>イ 予測時期・予測季節 計画建物完成後の冬至日とする。</p> <p>ウ 予測方法 平均地盤面±0mにおける時刻別日影図、等時間日影図及び関係法令等により規制される高さにおける等時間日影図を作図し、計画建物の存在による日影の影響範囲を予測する。</p> <p>② 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>ア 予測地域 冬至日、真太陽時の午前8時から午後4時までの間に本事業の計画建物の存在により日影が生じる範囲内に立地する特に配慮すべき施設とする。</p> <p>イ 予測時期・予測季節 計画建物完成後の冬至日とする。</p> <p>ウ 予測方法 平均地盤面±0mにおける時刻別日影図及び等時間日影図を基に整理する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 供用に伴い出現する計画建物による日影の影響への配慮策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>② 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

## 8. 2 テレビ受信障害

項 目	調 査
構造物の影響 テレビ受信障害	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① テレビ電波（地上波）の受信状況</li> <li>② テレビ電波の送信の状況</li> <li>③ 高層建築物及び住宅等の分布状況</li> <li>④ 地形、工作物の状況</li> <li>⑤ 関係法令等による基準等</li> </ul> <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① テレビ電波（地上波）の受信状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的                   <p>計画地周辺のテレビ電波の受信状況を把握し、計画建物の存在により生じるテレビ受信障害について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法                   <p><b>【現地調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査地域・調査地点                       <p>机上検討によりテレビ受信障害の及ぶと推定される地域とする。</p> </li> <li>(イ) 調査時期                       <p>電波の状況を適切に把握できる時期とする。</p> </li> <li>(ウ) 調査方法                       <p>テレビ電波の画質及び強度は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」（2010年3月、（社）日本CATV技術協会）等に定められている方法に準拠し、電波測定車により現況測定を行う。</p> <p>共聴設備等の設置状況は、現地踏査により確認する。</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>② テレビ電波の送信の状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的                   <p>計画地周辺で受信可能なテレビ電波の送信状況を把握し、計画建物の存在により生じるテレビ受信障害について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法                   <p><b>【既存資料調査】</b></p> <p>「全国テレビジョン、FM、ラジオ放送局一覧」（日本放送協会・日本民報連盟監修・NHK アイテック編）等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺のテレビ電波の送信状況を把握する。</p> </li> </ul> </li> <li>③ 高層建築物及び住宅等の分布状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的                   <p>計画地周辺のテレビ電波の受信に影響を及ぼす可能性のある高層建築物及びテレビ受信障害が及ぶと推定される地域の住宅地等の分布状況を把握することを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法                   <p><b>【既存資料調査】</b></p> <p>「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の高層建築物及び住宅等の分布状況を把握する。</p> </li> </ul> </li> <li>④ 地形、工作物の状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的                   <p>計画地周辺のテレビ電波の受信状況に影響を及ぼす可能性のある地形及び工作物の状況等を把握することを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法                   <p><b>【既存資料調査】</b></p> <p>「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の地形及び工作物の状況を把握する。</p> </li> </ul> </li> </ul>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 計画建物の存在により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲 (地上デジタル放送及び衛星放送)</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>〈供用時〉</p> <p>① 計画建物の存在により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲 (地上デジタル放送及び衛星放送)</p> <p>ア 予測地域・予測地点 電波到来方向を勘案し、計画建物の規模から反射障害及び遮へい障害を及ぼす範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成時とする。</p> <p>ウ 予測方法 地上デジタル放送については、東京スカイツリー局及び横浜局を対象とし、「建造物障害予測技術 地上デジタル放送」(平成15年5月、NHK受信技術センター編)に示されている方法に準拠して予測する。 衛星放送については、遮へい障害距離及び見通し線からの許容離隔距離を求める理論式を用いて予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>〈供用時〉</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 テレビ受信障害に対する対策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 計画建物の存在により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲 (地上デジタル放送及び衛星放送) 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項 目	調 査
構造物の影響 テレビ受信障害	⑤ 関係法令等による基準等 ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。 イ 調査方法 <b>【既存資料調査】</b> 以下の関係法令等の内容を整理する。 ・「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等



8. 3 風害

項目	調査
<p>構造物の影響</p>	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の風の状況</li> <li>② 風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況</li> <li>③ 風害について考慮すべき周辺の建築物の状況</li> <li>④ 地形の状況</li> <li>⑤ 土地利用の状況</li> <li>⑥ 関係法令等による基準等</li> </ul> <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の風の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的 <p>計画地周辺の風の状況を把握し、計画建物の存在により風環境に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法 <p>【既存資料調査】</p> <p>「大気環境測定データ」(川崎市環境局)等の既存資料から、計画地周辺の風向・風速のデータ(過去10年間程度)を収集・整理し、計画地周辺の上空を吹く一般的かつ標準的な風の状況を把握する。</p> </li> </ul> </li> <li>② 風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的 <p>計画地周辺の風の影響に特に配慮すべき施設の状況を把握することを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法 <p>【既存資料調査】</p> <p>「ガイドマップかわさき」(川崎市ホームページ)等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺における風の影響に特に配慮すべき施設の状況を把握する。</p> </li> </ul> </li> <li>③ 風害について考慮すべき周辺の建築物の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的 <p>計画地周辺の風害の要因となりうる建築物等の分布状況を把握することを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法 <p>【既存資料調査】</p> <p>「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、風害の要因となりうる計画地周辺の既存建築物の位置、形状、高さ及び計画建物との位置関係等を把握する。</p> </li> </ul> </li> <li>④ 地形の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的 <p>計画地周辺の風環境に影響を及ぼす可能性のある地形の状況を把握することを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法 <p>【既存資料調査】</p> <p>「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の地形の状況を把握する。</p> </li> </ul> </li> <li>⑤ 土地利用の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的 <p>計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握し、計画建物の存在により風環境に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法 <p>【既存資料調査】</p> <p>「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。</p> </li> </ul> </li> </ul>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 風向、風速の状況及びそれらの変化する地域の範囲、並びに変化の程度</p> <p>② 年間における風速の出現頻度</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>〈供用時〉</p> <p>① 風向、風速の状況及びそれらの変化する地域の範囲、並びに変化の程度</p> <p>ア 予測地域・予測地点</p> <p>予測地域は、風環境に変化を及ぼすおそれのある高層の計画建物から建物最高高さの2倍程度の範囲とする。</p> <p>予測にあたっては、CFD解析を行うこととし、計画地周辺を再現化する範囲は、計画地を中心とした半径約400mとする。</p> <p>イ 予測時期</p> <p>計画建物完成後とする。</p> <p>ウ 予測方法</p> <p>「都市の風環境予測のためのCFDガイドブック」(令和2年1月、日本建築学会)に基づき、現況及び計画建物完成後についてCFD解析を行い、主風向における計画建物の出現による風向、風速の変化を予測する。</p> <p>また、必要に応じて防風対策後についても予測する。</p> <p>② 年間における風速の出現頻度</p> <p>ア 予測地域・予測地点</p> <p>「① 風向、風速の状況及びそれらの変化する地域の範囲、並びに変化の程度」と同様とする。</p> <p>イ 予測時期</p> <p>「① 風向、風速の状況及びそれらの変化する地域の範囲、並びに変化の程度」と同様とする。</p> <p>ウ 予測方法</p> <p>「都市の風環境予測のためのCFDガイドブック」(令和2年1月、日本建築学会)に基づき、現況及び計画建物完成後についてCFD解析を行い、風工学研究所による風環境評価指標を用いて、計画建物の出現による風環境の変化を予測する。</p> <p>また、必要に応じて防風対策後についても予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>〈供用時〉</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点</p> <p>風環境の変化に対する低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 風向、風速の状況及びそれらの変化する地域の範囲、並びに変化の程度</p> <p>「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>② 年間における風速の出現頻度</p> <p>「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項目	調査
構造物の影響	<p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等</li> </ul>



【参考資料】

表 4.8.3-1 平均風速の累積頻度に基づく風環境評価尺度

領域区分 <sup>※1</sup>		累積頻度 55%の風速 <sup>※2</sup>	累積頻度 95%の風速 <sup>※3</sup>
領域 A	住宅地相当	≦ 1.2m/s	≦ 2.9m/s
領域 B	低中層市街地相当	≦ 1.8m/s	≦ 4.3m/s
領域 C	中高層市街地相当	≦ 2.3m/s	≦ 5.6m/s
領域 D	強風地域相当	> 2.3m/s	> 5.6m/s

※1 領域 A：住宅地で見られる風環境、領域 B：領域 A と領域 C の中間的な街区で見られる風環境

領域 C：オフィス街で見られる風環境、領域 D：好ましくない風環境

※2 累積頻度 55%の風速：年間の平均風速に相当

※3 累積頻度 95%の風速：日最大平均風速の年間平均値に相当

資料：「ビル風の基礎知識」（平成 17 年 12 月、風工学研究所）

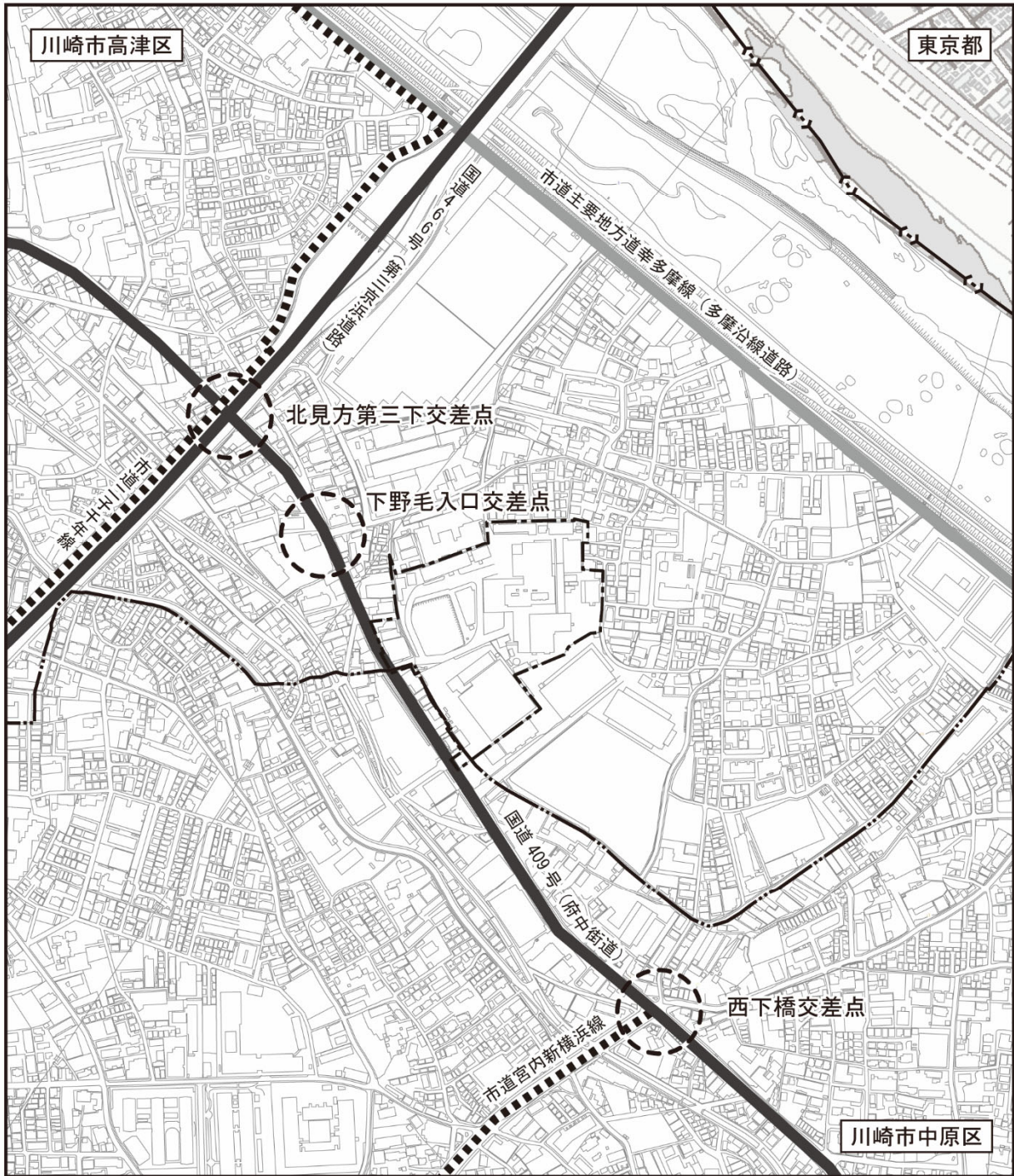
9 地域交通

9. 1 交通安全、交通混雑

項目	調査
地域交通 交通安全、 交通混雑	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日常生活圏等の状況</li> <li>② 道路の状況（自動車交通量の状況、主要交差点における交通処理状況）</li> <li>③ 道路の状況（道路及び交通規制の状況）</li> <li>④ 交通安全の状況</li> <li>⑤ 土地利用の状況</li> <li>⑥ 道路等に係る計画等</li> <li>⑦ 関係法令等による基準等</li> </ul> <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日常生活圏等の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的 <p>計画地周辺の通学区域、指定通学路、公共施設の位置、鉄道及びバス路線の状況を把握し、工事中の工事用車両の走行及び供用時の施設関連車両の走行が地域交通に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法 <p>【既存資料調査】 「川崎市立小・中学校の通学区域」、「地形図」等の既存資料を収集・整理するとともに、川崎市教育委員会にヒアリングを行い、指定通学路等の状況を把握する。</p> </li> </ul> </li> <li>② 道路の状況（自動車交通量の状況、主要交差点における交通処理状況） <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査目的 <p>計画地周辺の自動車交通の状況、主要交差点における交通処理状況を把握し、工事中の工事用車両の走行及び供用時の施設関連車両の走行が地域交通に及ぼす影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>イ 調査方法 <p>【既存資料調査】 最新の「道路交通センサス 一般交通量調査」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の自動車交通量等の状況を把握する。</p> <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査項目 自動車交通量、渋滞長、滞留長、信号現示及び飽和交通流率</li> <li>(イ) 調査地点 図 4.9.1-1 (p.141 参照) に示す、計画地周辺の主要な 3 交差点とする。</li> <li>(ウ) 調査期間・調査時期 平日の 24 時間とする。飽和交通流率は流入交通量ピーク時とする。</li> <li>(エ) 調査方法 自動車交通量は、交差点を通過する車両の台数を方向別、時間別及び車種別にカウンター計測する。なお、車種分類は大型車、小型車の 2 車種分類とし、ナンバープレートにより区分する。合わせて二輪車も調査する。 渋滞長、滞留長は各流入部、車線別に目視観測し、その長さを 10m 単位で記録する。 信号現示は、ストップウォッチ計測による。 飽和交通流率は、「平面交差の計画と設計 基礎編」（平成 30 年 11 月、一般社団法人交通工学研究所）を参考に、流入車線別に計測する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 工事用車両の走行により変化する交通安全及び交通流に及ぼす影響</p> <p>② 施設関連車両の走行により変化する交通安全及び交通流に及ぼす影響</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>① 工事用車両の走行により変化する交通安全及び交通流に及ぼす影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図 4.9.1-1 (p.141 参照) に示す、計画地周辺の主要な 3 交差点とする。</p> <p>イ 予測時期 工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。</p> <p>ウ 予測方法 現地調査結果及び既存資料調査結果から予測時期の将来基礎交通量を算出・設定し、その交通量に工事用車両の走行台数を付加することで工事中交通量を算定する。これら交通量を基に、交差点需要率及び交差点での車線別混雑度を予測する。 また、交通安全に及ぼす影響については、工事用車両ルートにおける交通安全施設の設置状況を踏まえ、定性的に予測する。</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>② 施設関連車両の走行により変化する交通安全及び交通流に及ぼす影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図 4.9.1-1 (p.141 参照) に示す、計画地周辺の主要な 3 交差点とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成後の定常状態となった時期（平日）とする。</p> <p>ウ 予測方法 現地調査結果及び既存資料調査結果から予測時期の将来基礎交通量を算出・設定し、その交通量に施設関連車両を付加することで将来交通量を算定する。これら交通量を基に、交差点需要率及び交差点での車線別混雑度を予測する。 また、交通安全に及ぼす影響については、施設関連車両の主要な走行ルートにおける交通安全施設の設置状況を踏まえ、定性的に予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 工事用車両の走行に伴う交通安全及び交通混雑に対する影響の回避・低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 工事用車両の走行により変化する交通安全及び交通流に及ぼす影響 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 施設関連車両の走行に伴う交通安全及び交通混雑に対する影響の回避・低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>② 施設関連車両の走行により変化する交通安全及び交通流に及ぼす影響 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項目	調査
地域交通	<p>交通安全、交通混雑</p> <p>③ 道路の状況（道路及び交通規制の状況）</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の道路及び交通規制の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【現地調査】 (ア) 調査項目 道路構造、車線数、道路横断面構成等の道路状況及び交通規制等 (イ) 調査地点 図 4.9.1-1 (p.141 参照) に示す計画地周辺の主要な 3 交差点付近とする。 (ウ) 調査期間・調査時期 「②道路の状況（自動車交通量の状況、主要交差点における交通処理状況）」の調査に合わせて実施する。 (エ) 調査方法 現地踏査により把握する。</p> <p>④ 交通安全の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の交通安全施設の設置状況及び交通事故の発生状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【現地調査】 (ア) 調査項目 交通安全施設の設置状況、交通事故の発生状況 (イ) 調査地点 計画地周辺の主要道路とする。 (ウ) 調査期間・調査時期 交通安全の状況を適切に把握できる時期とする。 (エ) 調査方法 交通安全施設の設置状況は、現地踏査により把握する。 交通事故の発生状況は、所轄警察署へのヒアリングにより把握する。</p> <p>⑤ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の土地利用の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の土地利用の状況を把握する。</p> <p>⑥ 道路等に係る計画等</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の道路等に係る計画等を把握し、工事中の工事用車両の走行、供用時の施設関連車両の走行が地域交通に及ぼす影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「都市計画図」等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて川崎市まちづくり局へのヒアリングを実施することにより、計画地周辺の開発計画を把握する。</p> <p>⑦ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。 ・「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等</p>



凡例

- 計画地
- 国道
- ◀▶— 都県界
- 主要地方道
- |— 区界
- ..... 市道
- 自動車交通量調査地点

図 4.9.1-1 自動車交通量調査地点位置図



